

第3回亙理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和6年3月25日(月)午後1時30分から午後2時37分

2. 会議の場所 亙理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(15名)

1番	浅川文義	2番	星昌知	3番	安住政男
4番	安住郁子	5番	宍戸茂	6番	齋精一
7番	渡邊喜徳	8番	小野忠良	9番	新田育男
10番	加藤正純	11番	石垣祐子	12番	鈴木周吾
13番	遠藤圭一	14番	片平洋之	15番	伊藤富敏

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

16番	渡辺幸一	17番	菊地英一	20番	丸子清
21番	高倉朝賀津	22番	末木清一	23番	鈴木誠一
24番	鈴木正彦	25番	太田匡美	26番	佐藤洋子
27番	結城美智子	28番	高橋敏	29番	佐藤弘子
30番	宍戸俊雄				

4. 欠席者

(1) 農業委員(なし)

(2) 農地利用最適化推進委員(2名)

18番 棟形和徳、19番 南條栄一

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 非農地証明願について

日程第6 第5号議案 令和5年度第11号亙理町農用地利用集積計画(案)について

日程第7 第6号案 令和6年度農作業標準賃金の協定承認について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、主査 高橋大輔、主事 村上尚也

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第3回亙理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

議長 次に、経過報告につきまして、事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次回の総会までの日程については、4月18日に亙理と逢隈で地区委員会、4月19日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は4月25日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、18番、棟形和徳推進委員、19番、南條栄一推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亙理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、5番、宍戸茂委員、6番、齋精一委員を指名いたします。日程第2、第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

22番 3年の契約で更新を忘れ、今回の申請に至ったとの説明がありましたが、今回の更新の申請も、何年間といった期間の限定はあるんですか。

高橋主査 営農型太陽光発電につきましては、色々な条件があり、一般の方の場

合は、最大3年間の一時転用となります。認定農家などであれば、最大で10年まで伸ばすことができますが、(〇〇)さんは認定農家ではありませんので、3年間の許可となります。こちらは、令和2年の9月末に一度、営農型の許可を取っており、本来であれば、令和5年9月いっぱいまで期間満了でしたが、そこで申請、しわすれてしまい今回の申請に至りました。今回も前回と同様3年間の一時許可転用となっております。

議 長

宜しいですか。

2 2 番

はい、分かりました。

議 長

その他ございませんか、なければ第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第1号議案の審議を終了します。

日程第3、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決をすることといたします。それでは逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番

(順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長

ありがとうございました。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長

なければ第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを、採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了します。

日程第4、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、はじめに、亘理地区委員会より説明をお願いします。

1 2 番 (順位 1 番から順位 4 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。続きまして吉田地区委員会より説明をお願い
します。

3 番 (順位 5 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願い
します。

7 番 (順位 6 番から順位 7 番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。第 3 号議案の説明が終わりましたが、先に、
吉田の順位 5 番の案件について、事務局より補足の説明をお願いしま
す。

村上主事 吉田の順位 5 番に関しましては、担当の施設管理課に確認をしており
ます。(〇〇)は公衆用道路になってはいますが、工事の際に拡張等
をしなければ、工事自体には問題は無い部分となっております。車の
出入り口に関しては、(〇〇)の少し南側部分の縁石を、ずらすこと
について、施設管理課に業者の方で相談はしている所です。縁石をず
らす申請については、転用の許可が下りた後に申請をする予定であり、
工事が出来る状態になってから、その申請をする事の確認は取ってい
ます。事務局からは以上です。

議 長 ありがとうございます。第 3 号議案について、ご質問、ご意見はご
ざいませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件
について採決をいたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番に
ついて許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 1 番については、許可相当と
することに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番に
ついて許可相当とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 2 番については、許可相当と
することに決定します。次に順位 3 番の採決を行います。順位 3 番に
ついて許可相当とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 3 番については、許可相当と

することに決定します。次に順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 6 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 7 番については、許可相当とすることに決定します

以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。

日程第 5、第 4 号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

1 2 番 (順位 1 番から順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 4 号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第 4 号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 1 番については、承認することに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 2 番については、承認するこ

とに決定します。

以上で第4号議案の審議を終了いたします。

日程第6、第5号議案、令和5年度第11号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

高橋主査 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第5号議案、令和5年度第11号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第5号議案、令和5年度第11号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

日程第7、第6号議案、令和6年度農作業標準賃金の協定承認についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 (議案書朗読及び資料により各作業金額に係る説明)

議長 ありがとうございます。第6号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第6号議案、令和6年度農作業標準賃金の協定承認については、原案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第6号議案、令和6年度農作業標準賃金の協定承認については、原案どおり承認する事に決定いたします。

これで議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項3件、事務連絡が2件ございます。

以下、事務局より農業委員候補者の議会同意について報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後 2 時 3 8 分